

令和5年4月1日時点

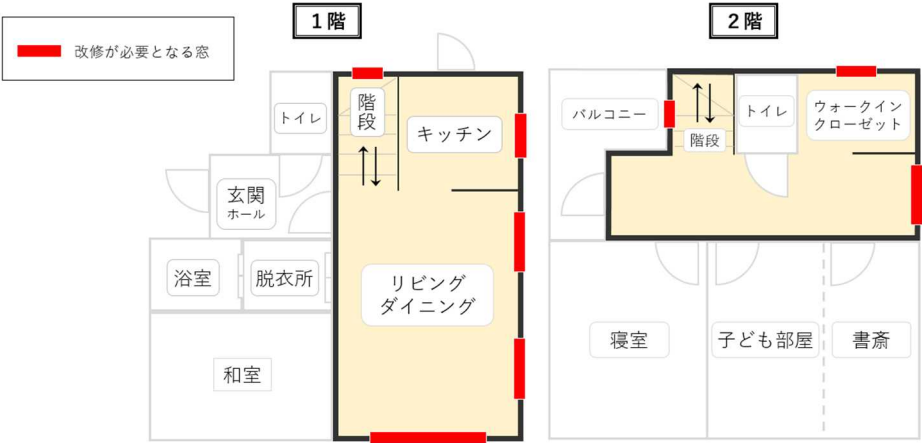
～エコハウス補助金よくあるご質問～

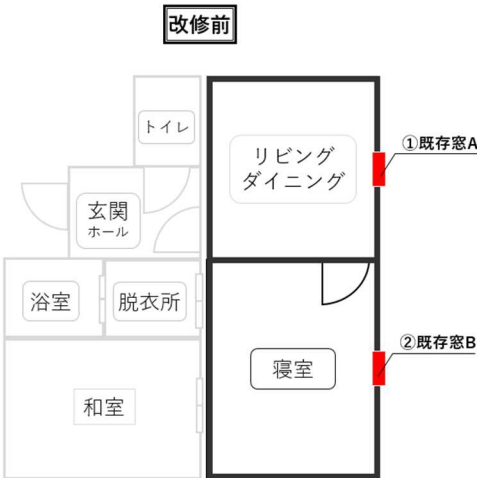
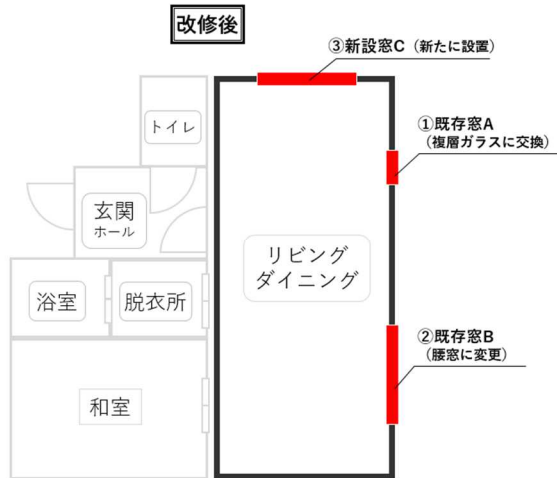
高槻市 環境政策課  
(072)674-7486

1. 太陽光発電システムについて

質問1	Q 太陽光発電システムのみを導入しました。この場合、補助の対象となりますか。
	A 太陽光発電システム等を単体で導入した場合、補助の対象になりません。 太陽光発電システム及び蓄電池または V2H と同時設置した場合のみ、補助の対象となります。
質問2	Q 新築に太陽光発電システムと蓄電池を同時設置する予定ですが、太陽光発電システムはサービスのため無料となります。この場合、補助の対象となりますか。
	A 補助の対象となります。 補助対象経費には、蓄電池の金額のみ記載し申請してください。
質問3	Q 太陽光発電システムを増設し、新たに蓄電池を導入した場合、補助の対象となりますか。
	A 補助の対象となります。 新たに太陽光発電システムと蓄電池を同時設置（最も早い契約日から最も遅い契約日までの期間が90日以内）している場合、補助の対象となります。 なお、電力会社と電力受給契約を締結したことを証する書類である「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」については、旧（増設前）に加え、新（増設後、契約変更日入り）の写しの提出が必要となります。

## 2. 窓の断熱改修について

<p>質問1</p>	<p>Q 「居室」の定義を教えてください。</p> <p>A 本補助金における居室とは、「居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する室のこと」かつ「壁やドアで明確に区切られている範囲」としています。</p> <p>一般住宅の場合は「リビング」や「寝室」、「子ども部屋」等が該当します。</p>
<p>質問2</p>	<p>Q 1階のリビングに設置している階段に扉がなく、そのまま2階の廊下につながっている場合、1居室とはどこまでの範囲を指すのでしょうか。</p> <p>A 改修する居室に壁やドア等の明確な区切りがなく、吹抜けや階段等を通じ他の部屋等と同一の空間になっている場合、その区画全体を1居室とみなします。</p> <p>下の間取りの場合、リビングの窓を改修する際の1居室は太線枠のとおりとなります。</p>  <p>1居室 = リビング + ダイニング + キッチン + 階段 + 廊下 + ウォークインクローゼット</p>
<p>質問3</p>	<p>Q 一部屋をカーテンで仕切って使用している場合の、1居室の範囲を教えてください。</p> <p>A パーテーションやカーテン、ハンガーラックなどで仕切っている場合は明確な区切りと認められないため、部屋全体を1居室とみなします。</p>

<p>質問4</p>	<p>Q 2部屋をつなげて1部屋とする、大規模なリノベーション工事を予定しています。下の間取りのように改修する場合、補助の対象となりますか。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>改修前</b></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>改修後</b></p>  </div> </div> <p>①既存窓 A:複層ガラスに交換  ②既存窓 B:掃き出し窓から腰窓に変更、設置場所の変更はなし  ③新設窓 C:壁を壊し新たにを設置</p> <p>A 一部、補助の対象となる可能性があります。</p> <p>本補助金では、既設の窓の改修を前提としており、交付要綱第2条第1項第8号において、窓の断熱改修の方法を「複層ガラスへの交換」または「内窓の新設」と定義しています。そのため、新設する窓は補助の対象外となります。</p> <p>よって改修後、1居室単位で、外気に接するすべての窓に複層ガラスや内窓が設置される場合、①既存窓 A のみが補助の対象となります。</p>
<p>質問5</p>	<p>Q 1居室の外気に接するすべての窓を、複層ガラスに交換しようと考えています。</p> <p>事業者に見積りを依頼したところ、一部の窓が取付工事不可であると回答がありました。工事可能な窓だけを改修した場合、補助の対象となりますか。</p> <p>A 補助の対象となる可能性があります。</p> <p>本補助金では、原則として1居室単位の外気に接するすべての窓の断熱化を求めており、一部の窓の改修では、補助の対象外となります。</p> <p>ただし、改修をしない一部の窓にすでに複層ガラスや内窓が設置されており、今回の改修により全ての窓が断熱化される場合、今回の改修部分のみ補助の対象となります。また、窓枠の形状等の理由により工事不可となった場合は補助の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。</p>

<p>質問6</p>	<p>Q 既存住宅のすべての窓にすでに複層ガラスを設置していますが、より性能の高い複層ガラスに交換しようと考えています。その場合、補助の対象となりますか。</p>
	<p>A 補助の対象になりません。</p> <p>本補助金では、断熱性の高い窓への改修を目的としているため、すでに一定の断熱効果がある窓の改修（複層ガラスの窓をより高性能な複層ガラスへ交換する場合や、すでに複層ガラスの窓に新たに内窓を新設する場合等）は、補助の対象外となります。</p>
<p>質問7</p>	<p>Q 窓の断熱改修を行うに際して、複層ガラスへの交換に加え、内窓の新設をする場合、補助の対象となりますか。</p>
	<p>A 一部、補助の対象となります。</p> <p>一つの窓に対して複数の方法により断熱改修を行う場合、いずれかの方法のみが補助の対象となります。</p>

### 3. 申請書類について

質問1	Q 申請書類は、郵送での提出も可能ですか。
	A 窓口へ直接持参のうえ、提出をお願いしています。 書類不備により即時受付できないケースが多くなっているため、窓口で書類を確認したうえで、提出いただいています。
質問2	Q 申請書類の提出を、申請者以外の第三者（ハウスメーカーや施工業者等）に依頼することは可能ですか。
	A 可能です。 委任状等は不要ですが、必要に応じ、市から申請者にも連絡をする場合があることをご了承ください。
質問3	Q 申請書類の提出が完了したら、その場で補助金をいただけるのですか。
	A 後日となります。 窓口では、申請書類がすべて揃っていることや簡易な確認のみを行います。申請書類をお預かりした後、正式な審査を行い、申請者に郵送にて補助金交付の可否を概ね2か月のうちにお知らせします。その後、請求書を提出いただき、概ね1～2か月で補助金が口座に振り込まれます。
質問4	Q 窓口にて、申請書類に一部不足があることが判明した場合や、不備がある等の理由により再提出となった場合、全ての書類を持ち帰ったうえで再度来庁し、提出しなければならないのでしょうか。
	A ケースバイケースです。 軽微な修正の場合、「書類預かり」として、申請書類の一部をお預かりすることは可能です。その場合、不足書類が全て提出された時点で受付完了（予算枠の確保）となるため、早急に書類の提出をお願いします。

	<p>Q 上記の「書類預かり」中に、申請を予定している機器の交付額が予算の上限に達した場合、どうなりますか。</p>
質問5	<p>A 補助金は交付できません。</p> <p>「書類預かり」中に予算枠がなくなり受付が終了した場合、提出された申請書類の引き取りをお願いします。なお、市からの連絡後1カ月以内に引き取りがない場合、切手を含む全ての書類を破棄します。</p>

## 4. その他

質問1	Q 個人間売買による取引（フリマアプリ等）を利用し、未使用の機器を調達した場合、補助の対象となりますか。
	A 補助の対象になりません。 本補助金では、交付要綱第2条第1項第1号において、「導入する機器は自作品を除く市販のもの、かつ設置前において、使用に供されたものでないものに限る」としています。また、古物営業法では、一度使用された、若しくは使用されていない場合でも、使用のために取引されたものを古物と定義しています。 そのため、たとえ未使用であったとしても、一度市場に流通したものは中古品であると判断し、補助の対象外となります。
質問2	Q 補助金の交付決定通知書は、いつごろ送付されますか。
	A 申請書類をお預かりした後、正式な審査を行い、特に問題がなければ、通常2か月ほどで、申請者に交付決定通知書を郵送します。